各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱

（平成２６年３月２６日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、市内に活動拠点を置く団体等が行うまちづくり活動中の事故による負傷等について、各務原市まちづくり活動補償制度（以下「まちづくり活動補償」という。）をもって補償することにより、市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりの促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）団体等　市民により自主的に組織された団体又は定期的に公益活動を行っている市民をいう。

（２）まちづくり活動　団体等が日本国内で自主的かつ無報酬（実費弁償を支給される場合も無報酬とする。第４号及び第１４条第１項において同じ。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、環境保全活動、教育・文化・スポーツ活動等で、公益性のある計画的又は継続的な活動（特定の政党若しくは宗教に係る活動又は営利を目的とする活動を除く。）をいう。

（３）代表者等　団体等において、まちづくり活動の計画立案、運営等の指導的立場にある者若しくはこれに準じる者又はスタッフをいう。

（４）スタッフ　まちづくり活動の実施に伴って、その運営に従事する団体等の構成員又は無報酬の外部の協力者をいう。

（５）参加者　まちづくり活動に直接参加する者をいう。ただし、来場者、応援者その他まちづくり活動に直接参加しない者を除く。

（６）熱中症等　熱中症、細菌性食中毒又はウイルス性食中毒をいう。

（７）特定疾病　外来の事故によらず突発的に発症した心筋梗塞、急性心不全その他急性心疾患又はくも膜下出血、脳内出血その他急性脳疾患をいう。

（８）所管課　当該団体等が通常連絡を密にする各務原市の課等をいう。この場合において、通常連絡を密にする各務原市の課等がない場合は、市長公室まちづくり推進課を所管課とみなす。

（保険契約）

第３条　市長は、まちづくり活動補償を実施するため、損害保険会社（以下「保険会

社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

（対象事故）

第４条　まちづくり活動補償の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

（１）傷害事故　まちづくり活動中（活動場所と住居との間を、合理的な経路により往復する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故又は熱中症等により、まちづくり活動中の代表者等又は参加者（当該代表者等又は参加者が同伴する未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）を含む。）が死亡し、又は負傷した事故をいう。

（２）特定疾病事故　次のいずれかに該当する場合の事故をいう。

ア　まちづくり活動中の代表者等又は参加者が、特定疾病を原因として、まちづくり活動中に死亡し、又は発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく３０日以内に死亡した場合

イ　特定疾病又は熱中症等以外の疾患を、まちづくり活動中の代表者等又は参加者が発症し、発症してから２４時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

（３）賠償責任事故　まちづくり活動中に代表者等の過失により、他者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該代表者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（適用除外）

第５条　前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、まちづくり活動補償の対象としない。

（１）傷害事故又は特定疾病事故のうち、次に掲げるもの

ア　天災による事故

イ　代表者等又は参加者（傷害事故にあっては、当該代表者等又は参加者が同伴する未就学児を含む。以下この号において同じ。）の故意又は重大な過失による事故

ウ　代表者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

エ　代表者等又は参加者の無資格運転、酒酔い運転その他重大な交通違反運転に

よる事故

オ　代表者等又は参加者の疾病（前条第１号又は第２号の対象となるものを除く。）、脳疾患又は心神喪失による事故

カ　山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、グライダー操作、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、パラグライダー搭乗、飛行船搭乗、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動による事故

キ　医学的他覚所見のないむちうち症（頚部症候群）又は腰痛

ク　スポーツを行うことを目的とした団体が行う練習、試合、合宿又は遠征中の事故

（２）賠償責任事故のうち、次に掲げるもの

ア　天災による事故

イ　代表者等の故意又は重大な過失による事故

ウ　代表者等と同居又は世帯を同じくする親族に対する事故

エ　代表者等の車両の所有、使用又は管理による事故

オ　狩猟による事故

（３）第３条の保険契約に適用される保険約款に定める免責事項

（傷害事故又は特定疾病事故に係る補償金の額等）

第６条　傷害事故又は特定疾病事故に係る補償金の種類及び額は、別表第１に定めるとおりとする。

（賠償責任事故の補償限度額）

第７条　賠償責任事故の補償限度額は、別表第２に定めるとおりとする。

（事故報告）

第８条　団体等は、まちづくり活動中に事故が発生したときは、速やかに所管課に通報するものとし、当該事故の発生の日以後１４日以内（市長が特に理由があると認めた場合を除く。）に各務原市まちづくり活動補償制度事故報告書（別記様式。以下「事故報告書」という。）により市長に報告するものとする。

（事故判定）

第９条　市長は、前条の事故報告書を受理したときは、速やかにその内容が第４条に規定する対象事故であるかどうかを判定するものとする。

２　市長は、当該事故を第４条に規定する対象事故と認めた場合は、事故報告書を保険会社へ提出するものとする。

３　市長は、第１項の判定の際必要があると認めるときは、まちづくり活動事故調査委員会（以下「委員会」という。）に調査をさせ、当該報告を参酌し判定するものとする。

（まちづくり活動事故調査委員会）

第１０条　前条第３項の調査を行うため、必要に応じ委員会を設置する。

２　委員会の会務は、前条の事故判定に際し疑義のあるものについて調査し、その調査結果を市長に報告するものとする。

３　委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）市長公室まちづくり推進課長

（２）健康福祉部こども政策課長

（３）産業活力部いきいき楽習課長

（４）都市建設部河川公園課長

（５）教育委員会事務局青少年教育課長

（６）教育委員会事務局スポーツ課長

４　委員会に委員長を置き、市長公室まちづくり推進課長をもって充てる。

５　委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

６　委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

７　委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（補償金の請求）

第１１条　傷害事故又は特定疾病事故に係る補償金の請求は、当該事故を受けた者が死亡した場合は当該死亡した者の法定相続人が、当該事故を受けた者が負傷した場合は事故のあった日から１８０日を経過した日又は負傷が完治した日のいずれか早い日以後に当該負傷者が、補償金請求書（以下「請求書」という。）に関係書類を添えて速やかに所管課へ提出するものとする。

２　賠償責任事故に係る補償金の請求は、代表者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後に、代表者等が請求書に関係書類を添えて速やかに所管課へ提出するものとする。

３　所管課は、前２項の規定により請求書が提出された場合は、その内容を審査し、当該請求書を市長公室まちづくり推進課に提出するものとする。

４　市長公室まちづくり推進課は、前項の請求書を受理したときは、直ちに保険会社へ提出するものとする。

（補償金の支払）

第１２条　市長は、前条の規定による請求があったときは、補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社は、市が指定した金融機関の口座に当該保険金を振り込むものとする。

２　前項の規定による保険会社の振込みをもって、市長が補償金を支払ったものとみなす。

（支払通知）

第１３条　保険会社は、前条の規定により当該保険金を支払ったときは、速やかに支払通知書により市長及び請求書を提出した者に通知するものとする。

（市が行う事業に関する特例適用）

第１４条　第４条に定めるもののほか、別に定める市が行う事業又は活動のうちまちづくり活動に類するもので市民が無報酬で参加するもの及び市からの委嘱を受けて行うまちづくり活動に類するものについても、この要綱の規定を適用する。

２　前項の適用の対象について必要な事項は、市長が定める。

（庶務）

第１５条　まちづくり活動補償に係る事務及び委員会に係る庶務は、市長公室まちづくり推進課において処理する。

（協議）

第１６条　市長は、団体等、まちづくり活動の範囲、参加者の範囲その他まちづくり活動補償の適用について疑義があるときは、保険会社と協議するものとする。

（保険契約との関係）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、保険契約に適用される保険約款及び特約条項に規定のあるものは、当該規定を準用するものとする。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、まちづくり活動補償の実施について必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、同日以後に発生した事故から適用する。

２　各務原市社会活動等災害見舞金支給要綱（平成１７年４月１日決裁）は、廃止する。

３　この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の各務原市社会活動等災害見舞金支給要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定により見舞金の支給の対象となる活動に伴う損害又は損失に関しては、廃止前の要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附　則（平成２７年３月１８日決裁）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起きた事故について適用し、同日前に起きた事故については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年６月２日決裁）

１　この要綱は、平成２７年６月１０日から施行する。

２　改正後の各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起きた事故について適用し、同日前に起きた事故については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月２９日決裁）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市まちづくり活動補償制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起きた事故について適用し、同日前に起きた事故については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

事故の種類	補償の種類	支給事由	補償金の額
傷害事故	死亡補償	傷害事故の補償の対象者（以下「傷害補償対象者」という。）が傷害事故の発生した日から起算して１８０日以内に死亡したとき。	１名につき５００万円（熱中症等の場合は、300 万円）
	後遺障害補償	傷害補償対象者が傷害事故を原因として、当該事故の発生した日から起算して１８０日以内に後遺障害を生じたとき。	１名につき５００万円（熱中症等場合は３００万円）に障害の程度に応じ、保険契約の保険約款に定める率を乗じた額
	入院補償	傷害補償対象者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が滅失した場合において、その治療のために入院をしたとき（当該傷害事故の発生した日から起算して１８０日以内の間に限る。）。	１名につき１日当たり３，０００円
	手術補償	入院補償又は通院補償が支払われる場合で、その治療のために手術を受けたとき。	入院補償又は通院補償の日額に手術の種類に応じ、保険契約の保険約款に定める倍率を乗じた額
	通院補償	傷害補償対象者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のために通院をしたとき（当該傷害事故の発生した日から起算して１８０日以内の間に限るものとし、その間において９０日を限度とする。）。	１名につき１日当たり２，０００円
特定疾病事故	死亡弔慰金	第４条第２号に該当するとき。	１名につき５０万円

別表第２（第７条関係）

補償の種類	補償限度額	生産物事故に係る補償限度額
対人賠償	１名につき１億円 １事故につき５億円	１名につき１億円 １事故につき５億円 （制度適用期間中について、５億円を上限とする。）
対物賠償	１事故につき１，０００万円	１事故につき１，０００万円 （制度適用期間中について、１，０００万円を上限とする。）
保管者賠償	１事故につき５００万円 （制度適用期間中について、５００万円を上限とする。）	

備考　「制度適用期間中」とは、毎年４月１日午後４時（平成２６年度に限り午前０

時）から翌年４月１日午後４時までの期間とする。

（表面）

別記様式（第８条関係）

各務原市まちづくり活動補償制度事故報告書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

事故が発生しましたので、まちづくり活動補償の適用を受けたく報告します。なお、まちづくり活動補償の適用に関し、本報告書記載の情報を保険会社に提供することに同意します。

団　体　名	
指　導　者 又は 代　表　者	氏　　名 生年月日　　年　　月　　日 住　　所 電話番号　自宅（　　）　　－ 携帯（　　）　　－
事故の種類	□　傷害事故　□　特定疾病事故　□　賠償責任事故
事故発生日時	年　　月　　日（　　曜日） 午前・午後　　時　　分ごろ
事故発生場所	
当日の代表者等	氏　　名 生年月日　　年　　月　　日 住　　所 電話番号　（　　）　　－
当日の活動内容	

事故発生の状況	事故発生現場見取図

（裏面）

※添付資料　□　１．当日の参加者及び代表者等の名簿

□　２．当日の行事予定表又は計画表

□　３．団体の概要を把握できる資料

負傷者 又は 被害者	氏　　名
	生年月日　　年　　月　　日
	住　　所
	電話番号　　（　　）　　－
遺族代表者	氏　　名　　死亡者との続柄（　　）
	住　　所
	電話番号　　（　　）　　－
身体障害状況	傷 病 名
	□入院期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 （延べ　　日間）　□　確定　　□　見込み
	□通院期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 （延べ　　日間）　□　確定　　□　見込み
医療機関名	名　　称
	所 在 地
	電話番号　　（　　）　　－
財物損害状況	財 物 名
	所 在 地
	損 害 額　　円　□ 確定　　□ 見込み

【市　証　明　欄】

様

この事故は、各務原市まちづくり活動補償制度の対象事故と認め証明します。

年　　月　　日

各務原市長